

告示

埼玉県告示第千三百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建 築 構 造 セ ン タ ー	指 定 構 造 計 算 適 合 性 判 定 機 関 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	平 成 二 十 九 年 十 二 月 二 十 八 日
				福 島 事 務 所 福 島 県 郡 山 市 中 町 十 一 番 五 号	福 島 事 務 所 福 島 県 郡 山 市 中 町 十 一 番 五 号	
				埼 玉 事 務 所 埼 玉 県 さい たま 市 浦 和 区 高 砂 二 丁 目 二 番 三 号	埼 玉 事 務 所 埼 玉 県 さい たま 市 浦 和 区 高 砂 二 丁 目 二 番 三 号	

千葉事務所

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川県横

浜市西区北幸

二丁目三番十

九号

長野事務所

長野県長野市

南県町千八十

二番地

愛知事務所

愛知県名古屋

市中区栄四丁

目十四番二号

三重事務所

三重県四日市

市浜田町十二

番十八号

山陰事務所

島根県松江市

中原町六番地

岡山事務所

岡山県岡山市

北区内山下一

千葉事務所

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川県横

浜市西区北幸

二丁目三番十

九号

長野事務所

長野県長野市

南県町千八十

二番地

愛知事務所

愛知県名古屋

市中区栄四丁

目十四番二号

三重事務所

三重県四日市

市浜田町十二

番十八号

山陰事務所

島根県松江市

中原町六番地

岡山事務所

岡山県岡山市

北区内山下一

丁目三番十九号

広島事務所

広島県広島市

中区八丁堀十

五番六号

香川事務所

香川県高松市

亀井町二番地

一

愛媛事務所

愛媛県松山市

三番町七丁目

十三番十三号

福岡事務所

福岡県福岡市

博多区御供所

町一番一号

佐賀事務所

佐賀県佐賀市

駅前中央一丁

目九番三十八

号

長崎事務所

長崎県長崎市

万才町三番四

号

丁目三番十九号

広島事務所

広島県広島市

中区八丁堀十

五番六号

香川事務所

香川県高松市

亀井町二番地

一

愛媛事務所

愛媛県松山市

三番町七丁目

十三番十三号

福岡事務所

福岡県福岡市

博多区御供所

町一番一号

佐賀事務所

佐賀県佐賀市

駅前中央一丁

目九番三十八

号

長崎事務所

長崎県長崎市

万才町三番四

号
